

(様式 1 - 1)

平成 28 年 2 月 11 日

内閣総理大臣 殿

福島県石川郡古殿町長 岡部 光徳

帰還環境整備事業計画の提出について

福島復興再生特別措置法第 34 条第 1 項の規定に基づき、帰還環境整備事業計画（平成 28～32 年度）を提出します。

復興に関する目標として、『「心のふるさと・ふるどの」の復活』を基本理念に掲げ、5 つの政策の柱を示しました。

①被災者の生活支援、②被害を受けたインフラの再構築、③防災機能の強化、④原子力災害の克服、⑤産業の振興

上記の内帰還環境整備事業に関しては、「③原子力災害の克服」に係る事業の財源としての活用を考えています。

放射線の測定等を通じた的確な情報の提供を図り、古殿町に住み続けている方々、ふるさととして思い続けている方々にとって、震災以前と等しく安全で安心な生活がおくれる古殿町の姿を取り戻したいと考えております。

(別紙)

計画区域

※計画の区域及び事業を実施する場所がわかる図面を添付してください。

